



出席停止になる学校感染症について



子どもがかかりやすく集団で流行する可能性の高い感染症は出席停止となります。医師から診断を受けられましたら、担任までご連絡ください。学校から「届」の用紙をお渡ししますので、保護者の方がご記入の上、登校される際に提出してください。(医師に診断書を書いてもらう必要はありません。)

出席停止になる学校感染症と出席停止期間については、下記の通りです。

| 出席停止の種類 | 感染症名 | 出席停止期間 |
|---------|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスであるものに限る)、 中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスであるものに限る)、 新型コロナウイルス(COVID-19)、及び特定鳥インフルエンザ | 治療するまで |
| 第2種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん(3日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状消退後2日を経過するまで |
| 第3種 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、带状疱疹など) | 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで * その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。 |